

第 16 号 議 案

職員の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 7 年 2 月 21 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

職員の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の旅費に関する条例（昭和29年長崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(旅費の支給)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 職員の定年等に関する条例（昭和59年長崎県条例第 1 号）第 2 条の定年による退職（同条例第 4 条第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来による退職を含む。）をし、<u>若しくは</u>地方公務員法第22条の 4 第 1 項により短時間勤務の職を占める職員として採用され、その任期の満了による退職をし、又は60歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日に退職をした職員（人事委員会規則で定める職員に限る。）が人事委</p>	<p>(旅費の支給)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 職員の定年等に関する条例（昭和59年長崎県条例第 1 号）第 2 条の定年による退職（同条例第 4 条第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来による退職を含む。）をし、<u>又は</u>地方公務員法第 22条の 4 第 1 項により短時間勤務の職を占める職員として採用され、その任期の満了による退職をした職員（人事委員会規則で定める職員に限る。）が人事委員会規則で定める期間内にその居住地を出発して帰住した</p>

員会規則で定める期間内にその居住地を出発して帰住したときには、当該職員

3～6 略

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行諸費、宿泊費、宿泊手当、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

2～6 略

7 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する実費額により支給する。

8 宿泊手当は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。

9～13 略

第10条 削除

第12条 削除

(宿泊費)

第21条 宿泊費の額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第13条第1項の規定で定める額を上限とする。この場合において、国家公務員の職務の級に相当する職員の職務の級については、人事委員会

ときには、当該職員

3～6 略

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行諸費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

2～6 略

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。

8～12 略

第10条 旅行者が同一地域（第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における旅行諸費及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第12条 1日の旅行において、旅行諸費又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には額の多い方の定額による旅行諸費又は宿泊料を支給する。

(宿泊料)

第21条 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた別表の定額による。

規則で定める。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として人事委員会規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

2 宿泊費は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(宿泊手当)

第21条の2 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して人事委員会規則で定める1夜当りの定額とする。

(着後手当)

第24条 着後手当の額は、次に掲げる額による。

- (1) 赴任に伴う移転前及び移転後の在勤公署が、同一の都道府県の区域にある場合には、赴任に伴い、住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた別表の着後手当の5夜分に相当する額
- (2) 前号以外の場合には、第20条第1項に掲げる額の5日分及び赴任に伴い、住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた別表の着後手当の5夜分に相当する額

(扶養親族移転料)

第25条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額
 - ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに旅行諸費、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額に職員相当の宿泊費及び宿泊手当を加えた額

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(着後手当)

第24条 着後手当の額は、次に掲げる額による。

- (1) 赴任に伴う移転前及び移転後の在勤公署が、同一の都道府県の区域にある場合には、赴任に伴い、住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額
- (2) 前号以外の場合には、第20条第1項に掲げる額の5日分及び赴任に伴い、住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額

(扶養親族移転料)

第25条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額
 - ア 12才以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに旅行諸費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行諸費、食卓料及び着後手当の2分の1に相当する額に職員相当の宿泊費及び宿泊手当を加えた額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の旅行諸費、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額に職員相当の宿泊費及び宿泊手当を加えた額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 略

(3) 第1号アからウまでの規定により旅行諸費、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

2 略

(在勤地内旅行の旅費)

第27条 在勤地内における旅行について次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

(1) 略

(2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、第21条に規定する額の宿泊費及び第21条の2に規定する額の宿泊手当

(3)及び(4) 略

2 略

別表 旅費 (第23条、第24条関係)

(1) 移転料

区分	鉄道50	鉄道50	鉄道100	鉄道300	鉄道500	鉄道	鉄道	鉄道
	キロメ	キロメ	キロメ	キロメ	キロメ	1,000キ	1,500キ	2,000キ

イ 12才未満6才以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6才未満の者については、その移転の際における職員相当の旅行諸費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6才未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 略

(3) 第1号アからウまでの規定により旅行諸費、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

2 略

(在勤地内旅行の旅費)

第27条 在勤地内における旅行について次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

(1) 略

(2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表第1の宿泊料定額の範囲内の実費額の宿泊料

(3)及び(4) 略

2 略

別表 旅費 (第21条関係)

(1) 宿泊料

宿泊料 (1夜につき)	
甲地方	乙地方

	一ト ル未 満	一ト ル以 上10 0キ ロメ 一ト ル未 満	一ト ル以 上30 0キ ロメ 一ト ル未 満	一ト ル以 上50 0キ ロメ 一ト ル未 満	一ト ル以 上1 ,000 キ ロメ 一ト ル未 満	ロメ 一ト ル以 上1 ,50 0キ ロメ 一ト ル未 満	ロメ 一ト ル以 上2 ,00 0キ ロメ 一ト ル未 満	ロメ 一ト ル以 上
6級以上の職務にある者	117,000 円	134,000 円	165,000 円	204,000 円	270,000 円	284,000 円	304,000 円	353,000 円
5級以下の職務にある者	107,000 円	123,000 円	152,000 円	187,000 円	248,000 円	261,000 円	279,000 円	324,000 円

備考

路程の計算については、水路8分の1キロメートル又は陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

(2) 着後手当

着後手当（1夜につき）

12,000円

10,800円

備考

- 1 宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち人事委員会規則で定める地域その他これらに準ずる地域で人事委員会規則で定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。
- 2 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

(2) 移転料

区分	鉄道50	鉄道50	鉄道100	鉄道300	鉄道500	鉄道	鉄道	鉄道
----	------	------	-------	-------	-------	----	----	----

甲地方	乙地方
12,000円	10,800円

	キロメ ートル 未満	キロメ ートル 以上100 キロメ ートル 未満	キロメ ートル 以上300 キロメ ートル 未満	キロメ ートル 以上500 キロメ ートル 未満	キロメ ートル 以 上 1,000キ ロメー トル未 満	1,000キ ロメー トル以 上1,500 キロメ ートル 未満	1,500キ ロメー トル以 上2,000 キロメ ートル 未満	2,000キ ロメー トル以 上
6級以上の職務にある者	117,000 円	134,000 円	165,000 円	204,000 円	270,000 円	284,000 円	304,000 円	353,000 円
5級以下の職務にある者	107,000 円	123,000 円	152,000 円	187,000 円	248,000 円	261,000 円	279,000 円	324,000 円

備考

着後手当の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち人事委員会規則で定める地域その他これらに準ずる地域で人事委員会規則で定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。

備考

路程の計算については、水路8分の1キロメートル又は陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

(知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例（昭和31年長崎県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(旅費)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の旅費の額については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定を準用するものとし、この場合において、知事は副大臣、副知事は指定職の職務にある者とみなす。ただし、<u>内国旅行において職員の旅費に関する条例（昭和29年長崎県条例第47号）第20条第2項及び第3項に該当する旅行を行った場合は、同条第1項及び第3項に基づく旅行諸費を支給する。</u></p> <p>附 則</p> <p>1及び2 略</p> <p><u>3～8 略</u></p>	<p>(旅費)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の旅費の額については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定を準用するものとし、この場合において、知事は副大臣、副知事は指定職の職務にある者とみなす。ただし、<u>内国旅行における日当については、旅行諸費とし、職員の旅費に関する条例（昭和29年長崎県条例第47号）の規定を準用する。</u></p> <p>附 則</p> <p>1及び2 略</p> <p><u>3 第4条第2項の規定により国家公務員等の旅費に関する法律を準用する場合において、同法第16条第2項第1号中「100キロメートル」とあるのは、当分の間、「50キロメートル」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>4～9 略</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(提案理由)

職員の旅費制度について、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、県費の適正な支出を図るための規定を整備する等の措置を講ずる必要があ

る。これが、この条例案を提出する理由である。